# 郡里村「検地・知行絵図」を読む

地理班 (徳島地理学会)

羽山 久男\* 木内 晃\* 2

要旨:美馬市美馬町の旧都望村の望分を対象とした近世後期作成と推定される手書の見取図である「検地・知行絵図」 (筆者の仮称)が6点(韛)程現存する(同市教育委員会蔵)。本絵図類は検地帳の一筆ごとに記載される内容や、御蔵地・藩士の給知と名負等の土地に関する空間情報が豊富であり、近世後期の藩政村の空間や社会構造を一筆単位で復原できる一級史料である。嘉永4年(1851)の同村検地帳と比較分析し、現地調査等を踏まえて村の近世景観を復原したい。

キーワード:検地・知行絵図、歴史的景観の復原、空間構造、社会構造、絵図と文献史料

### 1. 「検地・知行絵図」の史料的価値

ここでいう「検地・知行絵図」(以下「検知図」 とする。)とは阿波国内の藩政村を対象に藩権力が 地方支配のため作成した藩用の「公図」ではなく. 庄屋を中心とする村役人層が自村内の土地を対象に 一筆ごとに描いた村用図をいう10。「検知図」には ①検地帳に記載される一筆毎の地番・所在小字・等 級・地目・地積・石高・名負、②御蔵(藩領)、給 人ごとの知行地(色分けや記号による区分),知行 付百姓(本図では名負や当作),③水系・往還・小 道・藪・民家・寺院・神社・小祠等の集落景観を手 書きの彩色で描いた見取図で、縮尺は600分の1程 度が多い。作成年代は文化~文久期(1804~63)の 近世後期が中心で2),筆者は現時点で阿波国内の約 24の藩政村を対象とした30点程を管見している3)。 郡里村以外に、 鮎喰川下流扇状地の名東郡早渕・観 音寺・日開・西黒田・延命・和田村,名西郡白鳥村, 板野郡徳命・竹瀬・新喜来・市場・姫田・西条村、 林崎浦、阿波郡知恵島・水田・香美・市場村、麻植 郡上浦・喜来・鴨島村等である4)。

全ての「検知図」の作成主体は村役人層であるが、作成に関して藩命を窺わせる文書類を管見していないので、藩用に作成された絵図ではないと推定できる。作成目的は徳島藩では農民ごとに名寄帳が作成される事例が少ないことから、庄屋層が相続、売買、質地(五年切売等による譲渡)、分筆、川成による積地の仮検地等による一筆ごとの村内の土地移動に関して所有・耕作者(当作・控人)の変動や、御蔵・給知・給人、御蔵百姓・頭入百姓(知行付百姓)等の状況を正確に把握するためであると推定できる50。このように、「検知図」は検地帳との比較分析等により、よりミクロな視点による近世後期の村落景観のみならず社会構造を復原できる一級の史料である。

#### 2. 郡里村の「検地・知行絵図」

美馬市教育委員会が所蔵する「検知図」に関しては『郡里町史』(1957)<sup>6)</sup>,『美馬町史』(1989)<sup>7)</sup> に一部が紹介されているが、絵図全体の空間構造を対象としていない。本村の「検知図」 6 点は、①「美馬郡郡里村絵図/東ハ轟西谷ョリ南新田太田境西ハ玉振谷ョリ南センダンノ木迄」(159.5×147.5cm,本誌口

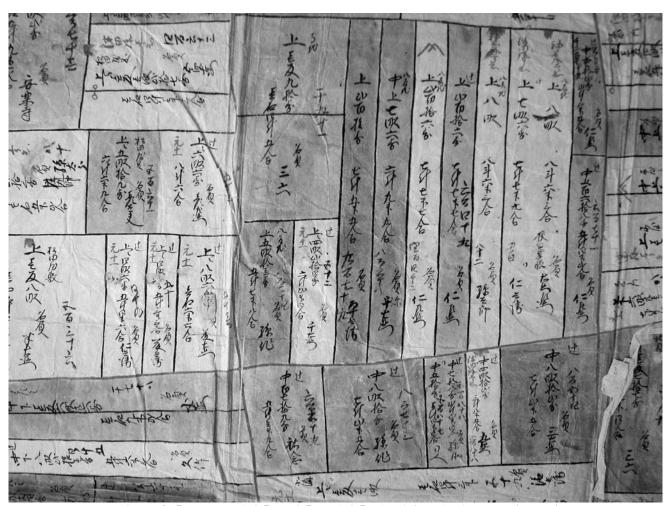


写真1 字「せんたんノ木」「大坪」「二丁畠」「屋敷ノ内」付近の条里地割(上が北)

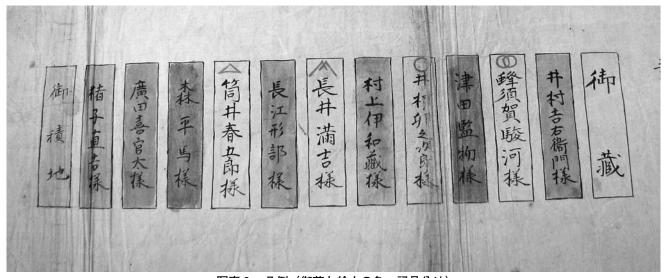


写真 2 凡例(御蔵と給人の色・記号分け)

総写真),② |美馬郡郡里村絵図/東ハ玉振谷ョリ西ハ中山路八幡宮社西手南北道切」(153.0×109.0cm,同上口絵写真),③「美馬郡郡里村絵図/鍵懸南北馬場ョリ南ハ喜来名庄蔵居屋敷西ハ重清村境」(201.8×149.5cm),④「美馬郡郡里村中須古田川成母地并御積地絵図」(91.3×218.0cm),⑤「安政三辰三月(1856)出来美馬郡郡里村中須分仮御検地絵図」(72.5×244.4cm),⑥標題欠・破損絵図(林照寺・安楽寺・西教寺付近)(129.0×71.1cm)である。この外に『郡里町史』の口絵写真と『美馬町史』に玉振神社・喜来・中山路・願勝寺付近が紹介されている実測の「郡里村分間絵図」(縮尺約1,800分の1)があるが、今回はその所在を確認できなかった。

## 3.「東八轟西谷ョリ南新田太田境西八玉振谷ョ リ南センダンノ木迄」絵図の分析

1)絵図にみる景観 図の標題に記されるように、東は「華西谷から南の吉野川氾濫原の「郡里島」と呼ばれる「南新田太田村境」、西は玉振谷・吉田谷から美馬郡条里地割がみえる「口傅」「せんだんノ木」、北は国指定史跡の「段ノ塚穴」(太鼓塚古墳・棚塚古墳)がある段丘崖で限られ、その南に撫養街道が東西に走る。図域は現行小字では「高畠」「川

議」「境石元」「東 宗重」「鵜飼口」付近にあたるようである。「郡里島」と太田村境の開墾地との間には南西から東北方向に細長い「御藪」がみえるが、これは吉野川の旧河道に対応した洪水防止藪と推定できる。さらに、北部の字「段ノ上」段丘崖下の字「えんま堂藪開」と「御蔵御藪」が東西にのびる。また、東北部の吉田谷と玉振谷合流地点付近に「玉振神社」が鎮座し、撫養街道沿いに「一里松」が描かれる。吉田谷は字「口傅」付近から大きく東に流路を変え、字「鵜飼口」「柳元」「地目」「田中」「出口」「北溝」を東流して「高畠」付近で轟西谷に合流する。吉田谷の南一帯の字「口傅」「せんだんノ木」「八反地」「木屋ノ内」「辻」「寺地」「二丁畠」「くるみノ木」付近には古代の美馬郡条里地割が残る(写真1)。

凡例(写真2)には「朱筋・道,青色・水流」とあり、御蔵(白),井村吉右衛門様(青),蜂須賀駿河様(朱〇),津田監物様(紫),井村卯之次郎様(朱〇),村上伊和蔵様(えんじ),長井満吉様(朱八),長江刑部様(赤),筒井春五郎様(朱〇),森平馬様(緑),廣田喜官太様(橙),猪子直吉様(鼠),御積地(黄)で示される。このように、御蔵と藩士11人の給知が色分けと記号で一筆ごとに区分される。11

夷 1	「東ハ轟西谷ヨリ南新田太田境西ハ玉振谷ヨリ南センダ	ンフ末次士	絵図の御蔵と絵り	分析表	(絵図は羊匡古教育禾昌会議)
<b>-</b> 2≪	一、宋八輔四台ヨリ用利田太田児四八玉狐台ヨリ用ヒノノ、	ノノハ26~		くりかんく	(私凶は天馬川教目安貝云風)

御蔵・給人		給	(			本図中の数値		
1 印度 市八	拝領高(石)	主な役職	郡里村給知高	筆数	反 別	石 高	郡里村全体比	名負人数
御蔵	_	_	_	403	17町70畝25歩	154石01升22勺	32.5%	155
井村吉右衛門	500	警備御用	91石01升287	60	3 町80畝01歩	32石98升75勺	56.7%	11
蜂須賀駿河	4,000	家老職	58石25升 2	22	73畝24歩	3 石14升30勺	54.0%	17
津田監物	800	年寄役	100石63升26	51	2 町61畝01歩	36石08升00勺	35.8%	13
井村卯之次郎	500	警備御用	43石98升79	5	49畝10歩	2 石49升30勺	56.8%	4
村上伊和蔵	450	安宅目付	105石16升324	46	2 町71畝29歩	30石03升63勺	28.6%	13
長井万吉	543	鉄炮組頭	48石92升17	9	71畝10歩	4 石13升80勺	84.4%	2
長江刑部	2,500	士組頭	212石93升526	56	3 町01畝00歩	18石98升50勺	89.1%	9
筒井春五郎	200	西の丸御番	25石93升526	12	55畝10歩	5 石59升30勺	22.0%	5
森平馬	760	普請奉行	100石05升026	61	2 町59畝27歩	20石10升87勺	20.0%	22
廣田喜官太	250	御蔵奉行	67石11升755	13	72畝15歩	7石12升60勺	10.6%	9
猪子直吉	150	西の丸御番	39石53升8	19	50畝12歩	5 石48升10勺	13.9%	13
御積地	_	_	_	1	_	<u>-</u>		_
計	『徳島藩士	二並』 ノフトフ	※1,367石03升65	750	36町15畝04歩	320石18升37勺	22.00/	××972
μΊ	□□応局番Ⅰ	:譜』による	※1,402石38升75	758	30四,13时(04少	32U/LI18/[3/^J	22.8%	<b>* * 273</b>

注) ※は郡里村給知高欄の上段数値は絵図にみえる11給人給知の合計高,下段数値は郡里村に給知をもつ鵜飼七郎衛門16石950合,稲田勘解由18石401合をあわせた数値を示す。郡里村給知高は『旧高旧領取調帳』による。※※は延人数。

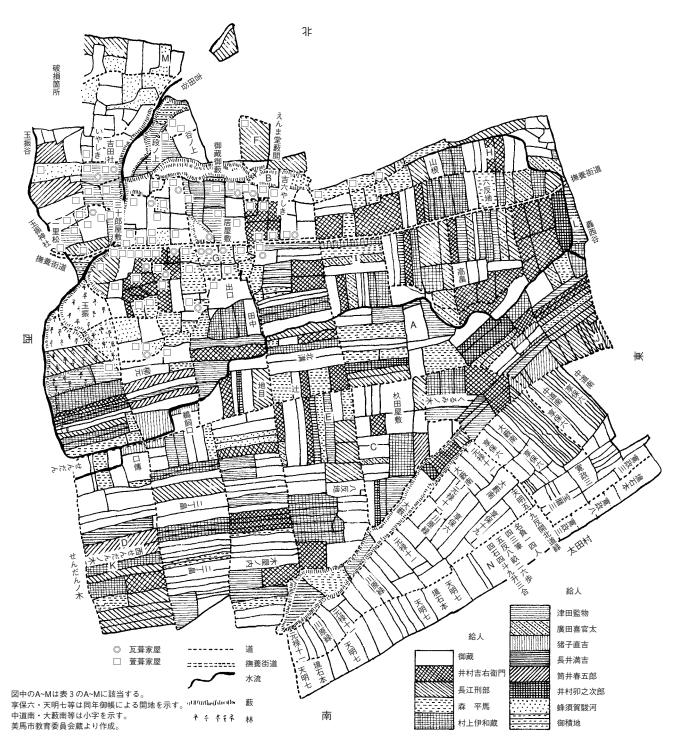


図1 郡里村の御蔵と給知分布(東ハ轟西谷ョリ南新田太田境西ハ玉振谷ョリ南センダンノ木迄)

人の在勤系譜<sup>8)</sup> から作成時期をみると,文化~安政期頃(1804~59)と推定される。さらに,縮尺1万分の1の美馬町全図と比較すると,縮尺は約600分の1程度であると推定される。

明治元年の『旧高旧領収調帳』<sup>9)</sup> によれば郡里村高1,402.387石の33.8%にあたる474.032石が御蔵で占められるが、本図では154.012石(48.1%)である(表1)。また、13給人の内、稲田勘解由知行18.401石と、鵜飼七郎左衛門知行16.950石は本図にはみえない。図1に御蔵・給人別給知分布を示した。図には758筆、36町1反5畝04歩、320石8升3合7勺、延273人の名負人が記される(表1)。徳島藩では明治維新期まで地方知行制が存続するが、明治元年の阿波国藩政村の約59%(334カ村)が蔵入地・給知混在の分散相給形態を示す<sup>10)</sup>。図1からも分かるように、南部太田村境の吉野川氾濫原の開墾地の御蔵を除いて御蔵・給知の分布は団塊状を示さず、分散相給形態が卓越している。

表1に「検知図」から作成した数値データを示した。さらに、表3のA~Mは図1のA~Mに相当する御蔵3筆と井村卯之次郎を除く10給人の拝領給知10筆を抽出して示したものである(図1と照合する。)

例えば、Aは御蔵で図1の墨書番号は「四百九十七」、「嘉永四年(1851)検地帳」朱書番号は「九百九十七」、小字「大はすり」、等級「下」、面積「壱反三畝」、石高「五斗六升九合」、名負「仁兵衛」で、検地帳には「津田伊保之助」の「上り知」と記される。図と検地帳の番号が一致しないが、それぞれ御蔵と給人別の給地一筆ごとに個別の通し番号が付されていることがわかる。さらに、撫養街道両側に街村がみえる。この街村は字「居屋敷」「いやしき」「三十郎屋敷」「佐兵衛屋敷」「吉六やしき」「出口」「谷ノ上」「玉振(玉ふり)」「せんだん」付近に形成される。

さらに、萱葺家屋67棟、瓦葺家屋21棟、合わせて 88棟が撫養街道沿いに描かれ(写真3)、街村は西 の現行字「玉振前」「駅(通称うまつぎ)」へと続く。

1) 御蔵(藩領) と給知上り知 御蔵は筆数の53%, 面積の約49%, 石高の48%, 名負人38%を占める。分布の多くは給知との分散相給をみせるが, 給知の御蔵への変更である「上り知」が多くみえる。

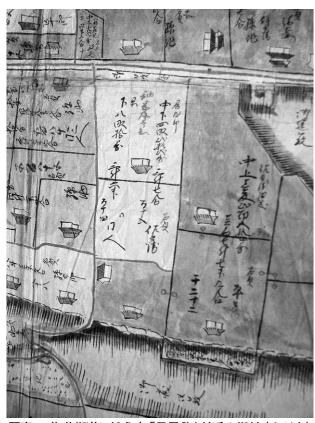


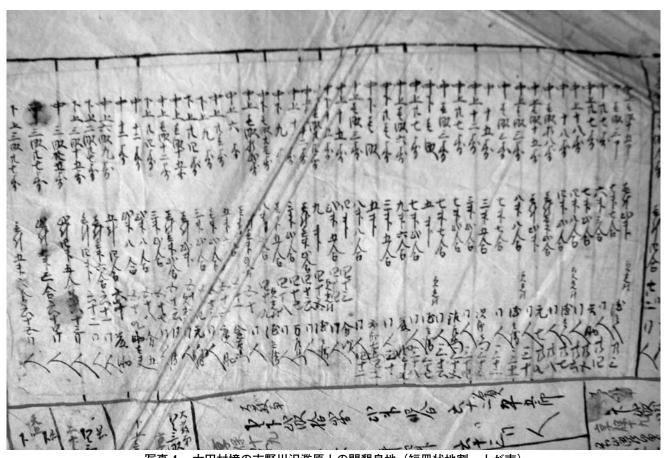
写真 3 撫養街道に沿う字 「居屋敷」 付近の街村 (上が南)

御蔵反別の40% (5 町 4 反 9 畝27歩), 石高の29% (45石 3 斗 2 升 6 合)が「上り知」で占められる (表 2)。この内,津田伊保之助 (安永年間,津田監物家七代)が最も多く,「上り知」総反別の54%,石高の61%,続いて,補簡瑞庵 (安永年間,高300石)の32%・29%,佐和瀧次郎 (六代佐和辰蔵,高250石,目付役,文政7年格禄召上カ)ともに5%で,筒井与右衛門 (寛文~享保期,高250石,御児小姓役),下條成介 (高250石,大北郡奉行,宝曆6年格禄召放)の上り知がみえる。幕末期には御蔵が阿波国高 (306,732石)の約59% (179,740石) を占めるが,本図にみえる「上り知」は近世中期以降の給知の藩領化と藩士処分に伴う給知召し上げを反映するものである。

前述の「大藪」の大田村境にあたる字「中道南」 「大藪南」付近には短冊状の細長い畠地群が見える。 本図には開墾・藪開・川成開等による検地帳に記載 された「検地御帳」の年代が「元禄十一」「享保六」 「天明七」のように朱書された畠が多数みえる。こ れらは192筆(御蔵全体の48%),9町9反7畝5歩

検地御帳年代	筆数	反 別	石 高	給人上り知	筆数	反 別	石 高
明暦 2 年 (1656)	3	1反6畝6歩	3斗0升6合	津田伊保之助上り知	38	2町9反1畝3歩	27石6斗2升0合2勺
元禄11年 (1698)	96	4町9反4畝12歩	50石6斗2升5合	袖岡瑞庵上り知	28	1町7反5畝1歩	13石3斗0升4合
宝永 3 年 (1706)	2	1 反 0 畝21歩	8斗6升3合	筒井与右衛門上り知	3	1 反 6 畝13歩	1石3斗2升6合
正徳 (1711~15)	1	1畝0歩	5 升	下條成介上り知	5	3 反 6 畝18歩	7 斗 1 升 4 合
享保6年(1721)	39	2町1反0畝29歩	9石5斗3升1合	佐和瀧三郎上り知	15	3 反 0 畝22歩	2石3斗6升2合
享保19年 (1734)	5	1反3畝0歩	3斗1升6合	計	89	5町4反9畝27歩	45石3斗2升6合2勺
宝暦 3 年 (1753)	2	2反8畝0歩	1石4斗7升	*%は御蔵全体比	22.10%	40.00%	29.40%
天明 5 年 (1785)	17	4 反 3 畝10歩	1石6斗6升6合				
天明7年(1787)	21	1町1反0畝29歩	7石7斗2升1合				
寛政3年(1791)	5	6 反 2 畝 3 歩	2石1斗2升4合				
寛政6年(1794)	1	6 畝15歩	6 升 5 合				
計	192	9町9反7畝5歩	74石7斗3升7合				
*%は御蔵全体比	*47.6%	<b>*</b> 56.3%	<b>*</b> 48.5%				

表 2 絵図の御蔵における検地御帳年代と給人上り知



太田村境の吉野川氾濫原上の開墾畠地(短冊状地割、

(同56%),74石7斗3升7合(同49%)もある(表2)。 最古は明暦2年(1656)で、元禄11年(1698)が検 地御帳反別の50%, 石高の68%と最大で, 続いて享 保6年(1721)が反別の21%,石高の13%である。 近世中期の元禄・享保期を中心に畠地開発が行われ た事を物語る(表2)。

さらに、「大藪南」の直ぐ南に広がる一団の畠群 の開墾は朱書年代から西から東へと元禄11年と享保 6 (1721)・19年 (1734) に、さらに、その南の畠群 は西から東へ、天明7年(1787)・寛政3(1791)・ 同8年に行われたことが読みとれる(図1)。また、 本図の太田村境に位置するN地点(字「九反開北道

縁」)は西に隣接する畠群が天明7年の開墾であるので、同年と推定される。この畠地は短冊状に地割(分筆)され、一筆は最小の6歩から最大の3畝27歩と幅が大きい。合わせて名負14人、43筆に分けられており、面積5反8畝26歩、石高4石4斗9升3合である。名負は吉野川南岸の貞光村の徳兵衛が15筆、1反8畝26歩、4石4斗9升3合を所有する。郡里村分では藤助が8筆、2反6畝27歩、1石5斗6升5合が最大で、続いて、元七の3畝、金右衛門の2畝21歩、兵助の1畝24歩、元蔵の1畝15歩、万左衛門1畝1歩、分五と助太夫は12歩(坪)である。この開墾畠地割りの特徴は極めて細長い短冊状地片に細分化されていることである(写真4)。

2) 給人と給知の分布 郡里村石高1,402石の約66%を給知が占める。高760石・土 組 頭の 部の212石を最大に、高450石・安宅目付の村上伊和蔵105石、高760石・普請奉行の森兵馬100石、高800石・年寄役の津田監物100石で、最小は高150石・西の丸番の猪子直吉の39石である(表1)。本図中の給知分は合わせて18町4反7畝11歩(本図全体の51%)、166石7升1合5勺(同52%)で、郡里村全体よりも給知率は15%低い。しかし、給知の分布(配置)は給人ごとに一円的に固まるのではなく、阿波国内にみられる分散相給形態を基本にしている。

本図内で最大の給知を拝領するのは、①井村吉右衛門(高500石・警備御用)で、3町8反0畝1歩(60筆)・32石9斗8升7合を有し、郡里村給知高の約31%を占める(表1)。分布を図1でみると、分散相給を基本とするが、北西部の字「高畠」、北部の「山根」「六反地」、撫養街道沿い街村の「居屋敷」、「大藪」の北の「二丁畠」「木屋ノ内」に団塊状に集まる。また、図1と表3を比較すれば土地移動の履歴が明らかになる。例えば、H(字「山根」、図548番、検地帳302番、6畝、5.93斗)は井村の給知で、嘉永4年検地帳によれば、内3畝2歩を与九郎→三右衛門の子孫にあたる重三郎が安政6年(1859)に喜三郎に譲渡していることが記される(表3)。

次に、②長江刑部の3町1畝歩(56筆)・18石9 斗8升5合は分散相給が顕著であるが、南西部の 「せんだんノ木」、中部の「寺地」に一部が集まる。 図1のF(字「たんの上」、1反1畝)が長江の給 知で、検地帳付箋には、その内の2畝22歩を慶応3 年(1867) に名負小右衛門の子孫多三郎より紋蔵の 質地に入れたことが記される(表3)。さらに、③ 津田監物の給知E (字「六反地」, 7畝) の名負は 平兵衛でその後の所有者に変動があり、最終は慶応 2年に興四郎から八郎兵衛に譲渡されている。④廣 田喜官太給知のⅠ(字「杭田屋敷」、1畝21歩)の 名負の西教寺から嘉永6年(1853)に貞光村弥平に 譲渡されている。⑤K(字「口傅」, 7畝10歩)は 村上伊和蔵給知で名負理右衛門の子孫が相続してい るが、その内の2畝20歩は水害により川成りとなり、 残りの4畝20歩が生地となったことが記される。 ⑥筒井春五郎給知のD(字「西せんたんノ木」8畝 25歩) はその内の4畝12歩が寛延4 (宝暦元年・ 1751) に名負徳右衛門子孫孝左衛門より藤次郎に譲 渡され、さらに、元治元年(1864)にその子孫彦次 から周蔵に900目で売り渡されていることがわかる。 以上、図1に示したD~Mについては給人に変動は ないが、年貢負担者である頭入百姓は、a)名負子 孫への相続, b) 質地による譲渡, c) 売却, d) 水害川成等による変動があることがわかる。

3) 名負と御蔵百姓一頭入百姓 郡里村の「検知図」には絵図作成時点における年貢負担者である「当作」や「控」は記されず、慶長検地帳<sup>12)</sup> に記される「名負」をそのまま幕末期まで踏襲している。しかし、喜永4年検地帳では前述のように名負子孫が当代の所有者でない場合は、筆毎に所有移動に関してその履歴が紬かく記載されている(表3)。

本図にみえる名負は延273人で, a) 御蔵百姓が155人(57%), b) 頭入百姓が118人(43%) であるが(表1), aとbを兼帯する百姓も多い。表4は9人の名負を抽出しているが,①万平・仁兵衛のように御蔵百姓専属,②万助・孫助のように1人の給人付きの頭入百姓,③彦太夫のように2人の給人付きの頭入百姓,④与兵衛・伝兵衛・平兵衛・熊之助のように御蔵百姓と頭入百姓を兼帯する事例がある。但し,本図に記載される名負が本図以外の区域でどのような状況であるかは検証していない。

また,近世初期の名負の平兵衛は1町5反2畝21歩・11石6斗2升1合と大高持百姓であるが,その後の変化については,嘉永4年検地帳で個別に検証

表3 絵図と嘉永四年検地帳における御蔵分と給知分の比較分析(A~Mは抽出した土地)

			1								
御蔵・給知の区別	区別	図1中の番号	嘉永四年検 地帳の番号	所在小字名	等級	反别	石高	名負	*嘉水四年檢地帳記載名 負移動履歴	給人上リ知	御帳年
御蔵		四百九十七	九百九十七	大はすり	下島	壱反三畝	五斗六升九合	仁兵衛	_	津田伊保之助	
御蔵		11	11	えんま堂	下々下畠	六畝拾五歩	六升五合	助太夫	*右名負伴吉相控居中候	ı	寛政六年 (1794) 御帳
御蔵		九十二	九十三	大藪南	毌	壱反壱畝	六斗六升	作右衛門	*子孫兵左衛門ヨリ御裏判證文ヲ以、 (*以下記載なし)	川證文ラ以、内	享保六年 (1721) 御帳
筒井春五郎給知	別	二百三拾五	八十四	西せんたん/ 木	理中	弐百六拾五	七斗六升二合	徳右衛門	*内四畝拾弐歩五厘三斗八升壱合,寬延四末年十月谷口幸作裏判二而子孫孝左衛門ヨリ藤次郎휉受申候,元治元子年五月子孫彦次ヨり周蔵壱ケ年切元銀札返九百日二売渡受仕候	八升壱合, 寬延D 17 藤次郎讓受申 F切元銀札返九B	寬延四未年十月谷口幸 襄受申候, 元治元子年五 返九百目二売渡受仕候
津田監物給知		九百七十九	六十五	六反地	亜 コ	弐百拾歩	七斗五升五合	平兵衛	*但文化十二亥年福永久米衛門坂東三郎衛門武藤仁左衛門 裏判ニ而子孫八郎右衛門ヨリ譲受居申條,元治元子年十月 □平ヨリ藤五郎本銀返□□受五百日で売□茂五郎方受返任. 慶応二寅年十一月興四郎ヨリ八郎兵衛へ譲渡條	K衛門坂東三郎衛ヨリ 譲受居申候, ヨリ譲受居申候, ]受五百日で売□ ヨリ八郎兵衛へ訓	衛門武藤仁左衛門 元治元子年十月 □茂五郎方受返仕, 譲渡條
長江刑部		₹ <i>X</i> +−	七百十九	たんの上 (段ノ上)	下々下畠	壱反三拾歩	弐斗三升七合	小右衛門	*付箋:内弐畝弐拾弐歩五厘高五升弐合弐勺五才, 卯年五月多郎助ヨリ紋蔵へ質物ニ入申候	五厘高五升弐合三 へ質物ニ入申候	さり五才,慶応三
井村吉右衛門	<u></u>	五百四十八	1 1 知 111	山根壱反六拾 歩之内	下水田	百八拾歩	五斗九升三合	与九郎	*内九拾歩弐斗九升七台,安永四未年二月三右衛門御下札 被下置相指居申候,子孫重三郎ョリ安政六未年二月喜三郎 へ譲渡候	安永四未年二月 重三郎ヨリ安政/	]三右衛門御下札 六未年二月喜三郎
廣田喜官太		千弐百六十三	九百二	枚田屋敷壱反 四拾六歩之内	上々畠	五拾壱歩	÷ ₩	西教寺	*但嘉永六未年九月庄平庄蔵裏判ニ而西教寺ヨリ貞光村弥 平へ譲渡候	E蔵裏判ニ 而西教	寺ョリ貞光村弥
猪子直吉		三十九	三十九	からとのはし 南	中上唐	弐畝弐拾七歩	洪平 二 二 二	清之丞 当代貞蔵			
村上伊和蔵		三百七十三	百十八	1000	上水田	弐百弐拾歩	春石弐斗七升七合	理右衛門	*内弐畝弐拾歩 四斗六升四 拾歩 八斗三升弐合六勺四才	四斗六升四合三勺六才 合六勺四才 生地	川成 同四畝弐
長井満吉		四百七	二百五十四	ととろき	中島	弐百七拾弐歩	三斗九升弐合	作右衛門			
蜂須賀駿河		11十四月11	二百四十五	关系	中々	弐畝九歩	四升七合	与惣右衛門	*内壱畝弐歩五厘弐升三合,安政四巳年三月子孫源吉ョリ 石蔵譲受,文久二戌年八月石蔵ヨリ重蔵へ譲渡候,内壱畝 四歩五厘弐升三合同人ヨリ□□へ譲渡條	b, 安政四巳年∃ 引石蔵ヨリ重蔵へ リ□□へ譲渡候	月子孫源吉ヨリ 護渡侯,内壱畝

注)①\*印の記載内容は「嘉永四亥年十一月 美馬郡郡里村御検地御帳御蔵御分」、「嘉永四亥年十一月 美馬郡郡里村御検地御帳御給知分御帳」(美馬市教育委員会蔵)による。②所在小字・等級・面積・石高・名負は 絵図と検地帳による。③給人上り知・御帳年は絵図による。④A~Mは図1中のA~MにA相当する。⑤□印は嘉永四年検地帳に記載される名負移動の履歴に関する文で判読が困難な箇所を示す。

		御蔵	村上伊和蔵	筒井春五郎	長江刑部	津田監物	森平馬	蜂須賀駿河	井村吉右衛門	計
名	負	反別 石高	反別 石高	反別 石高	反別 石高	反別 石高	反別 石高	反別 石高	反別 石高	反別 石高
	च≐च	1 反 4 畝03歩								1 反 4 畝03歩
1	万平	1石2斗9升3合								1石2斗93合
2	仁兵衛	7 反 0 畝03歩								7 反 0 畝03歩
2	1.共用	6 石 7 斗94合								6 石 7 斗94合
3	与兵衛	6 畝01歩	5 反 1 畝11歩							5 反 7 畝12歩
3	<b>子</b> 共偁	8 斗49合	6 石 1 斗29合							6 石 9 斗78合
4	仁丘生	1 反 0 畝15歩		1 反 4 畝19歩						2 反 5 畝04歩
	伝兵衛	6 斗83合		1石8斗22合						2 石 5 斗05合
_	平兵衛	4 反 5 畝29歩			1 畝15歩	1町5畝07歩				1町5反2畝21歩
5	十共用	3 石 0 斗95合			1 升 3 合	8 石 5 斗13合				11石 6 斗21合
6	万助						5 反 3 畝07歩			5 反 3 畝07歩
0							3石6斗01合			3 石 6 斗10合
7	熊之助	1 反 9 畝14歩						1 反 9 畝27歩		3 反 9 畝11歩
		1 石 5 斗38合						1石2斗18合		2 石 7 斗56合
8	孫助								6 反 6 畝18歩	6 反 6 畝18歩
8									4 石 8 斗98合	4 石 8 斗98合
9	立. 上. ナ				5 畝21歩				1町1反2畝14歩	1町1反8畝05歩
9	彦太夫				1 斗87合				91石 5 斗85合	9 石 3 斗45合

表 4 名負の御蔵・給人内訳

しなければならない。

### 4. 課題

郡里村の「検知図」は本図以外に5点程現存し, 明治20年代作成と推定される現行小字ごとの「地籍 図」もある。その絵図情報と嘉永4年の御蔵・給知 検地帳とをミクロな視点である一筆単位で比較分析 することにより、徳島藩領阿波国で美馬・三好郡に あたる上郡の村落の空間構造(景観)のみならず、 土地空間をめぐる支配・権利関係である藩 (御蔵)・ 武士 (給知)・農民 (御蔵・頭入百姓) の存在形態 からみた社会構造を復原することが可能である。今 回の分析は村の東部にあたる区域に限定されたもの であるが, 歴史地理学的な方法により, 絵図の空間 情報と文書史料を一筆ごとに克明に擦り合わせるこ とにより、近世後期の村の様々な姿を今によみがえ らせることができたが、不明な点も多く残された。 しかし、郡里村の全検知図と御蔵・給知検地帳に記 載される数千の農地とその所有や移動の過程,500 人を優にこえる農民、これと関連する藩と給人の給 びつきを分析するには膨大な作業が必要である。今 後の課題としたい。

### 文献

- 1) 拙稿(2007)「阿波国名東郡観音寺村「検地・知行図」の 復原的考察」『史窓』37号,29~32頁.
- 2) 拙稿(2006)「耕地絵図からみた近世村落の空間構造」『徳島地理学会論文集9』17~20頁.
- 3) 前掲1) 30~32頁.
- 4) 前掲2) 18~19頁.
- 5) 絵図作成時点と整合する当作・控等が名負と併記されるのは白鳥・観音寺・日開・西黒田・早渕・新喜来・姫田村の8カ村に限定される。前掲1),2).
- 6) 郡里町史編纂委員会編(1957)『郡里町史』70~71頁.
- 7) 美馬町史編纂委員会編(1989)『美馬町史』207頁.
- 8) 宮本武史編 (1970・73)『徳島藩士譜上・中・下巻』
- 9) 木村礎校訂(1978)『日本史料選書 16 旧高旧領収調帳 中国四国編』近藤出版社,277頁.
- 10) 拙稿 (2005)「幕末期徳島藩領における地方知行制の地域構造」『史窓』35号,106~117頁.
- 11) 前掲10) 95頁.
- 12) 阿波国における多くの検地帳では天正17年(1589) 検地帳 を基準に慶長9年(1604) 検地帳が作成され,その名負が明 治初期まで継承されている。前掲1)48頁.